

一般社団法人 日本卵子学会 代議員選挙実施規定

第1章 総則

第1条 本規定は、日本卵子学会定款第5条4項にもとづき、本会における代議員を選出する為の方法を定めたものである。

第2章 代議員の任期

第2条 1.本規定で選出された代議員の任期は一般社団法人 日本卵子学会の定款に定められた任期とする。

2.選出された代議員が何らかの理由で代議員でなくなった場合には、補欠代議員を選出することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

第3章 選挙権・被選挙権

第3条 一般社団法人 日本卵子学会が代議員定数を確定する期日までに、その年度までの会費を完納した正会員は、選挙権を有する。

第4条 1.被選挙権の有権者は選挙が行われる年度の3月末日において引き続き満3年以上の一般社団法人日本卵子学会の会員であって、かつ選挙が行われる前年中の本会が代議員定数を確定する期日までにその期日を含む年度までの会費を本会の会計に入金した者とする。

2.代議員は原則として就任する年の3月31日現在の年齢が65歳以下とする。

第4章 選挙方法

第5条 1.選挙は全国を別表の4地区に区分して行う。各地区の代議員定数は、その選挙年の1月1日の各地区の会員数により選挙管理委員会が定める。また、会員の所属する地区区分は勤務先の所在地を原則とする。また、代議員は選出された地区を代議員の任期中には変えることができない。

2.選挙管理委員会は理事会の決議により組織する。選挙管理委員会の委員の任期は、理事会での決定後、理事長が選出される時までとする。

第6条 選挙は原則として立候補制とし、被選挙権を有する有権者へ書面もしくは電子的方法で立候補を募るものとする。

第7条 立候補する会員は、定められた期日までに候補者となる旨を所定の書式により事務局に書面もしくは電子的方法で申し出るものとする。

第8条 1.投票は定められた数を連記し、無記名で行う。

2.投票は、電子投票あるいは投票用紙の郵送により所定の方法に従って行い、予め定められた期日時刻までに行われたものが有効となる。

3.電子投票が不可能な会員については、投票用紙の郵送による方法により投票を行う。

4.投票は、選挙権を有する会員1名につき2票投票できるものとする。

第9条 得票数の多い順に当選とする。得票数が同数の場合には会員歴の長い順とする。

第5章 選挙管理業務

第10条 1.選挙管理委員会は有権者に対して、文書により選挙を実施することを公示し、同時に候補者の一覧を掲示し、さらに投票方法と投票期日時刻を通知する。

2.投票は電子投票あるいは投票用紙の郵送により行う。

3.電子投票が不可能な会員に対しては郵便による投票を行うが、該当する会員は選挙公示の文書が届いた時点で、指定された期日までに郵便による投票を宣言しなければならない。

4.一般社団法人 日本卵子学会は、投票が終了したのち速やかに開票を行わなければならない。

第11条 本会は開票終了後直ちにその結果を確認し、理事長に結果を通知する。

第 12 条 理事長は選挙結果を理事会に報告するとともに、選任された代議員の氏名をホームページを通じて公表する。

第 6 章 規定の変更

第 13 条 本規定は本会理事会において出席者の過半数の賛成と総会での承認をえて変更することができる。

第 7 章 附 則

第 14 条 本規定に定められていない事項、予測できなかった事態が発生した場合の取り扱いについては理事会で協議して決定する。

第 15 条 本規定は一般社団法人日本卵子学会定款の施行の日から施行する。

【別表】

地区 都道府県

A 北海道、東北地方、中部地方

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

B 関東地方

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

C 近畿地方

三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

D 中国地方、四国地方、九州地方、沖縄地方

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県